



通 達

総 181031114

平成 30 年 10 月 31 日

代表取締役社長 花井正史

【事務所環境保全規程の制定・実施について】

本社事務所および支店事務所の環境保全規程を制定しました。

平成 30 年 11 月 1 日より実施となります。

なお、本規定は、次回の就業規則改定の際に統合します。

事務所環境保全規定

この規定は当社の本社事務所および支店の事務所における執務環境を保全する目的として定める。

第 1 条（空調）

空調機は、事務所内室温 25℃を基準に体感湿度を勘案して使用する。

(1) 春季（3月から5月）は空調機を使用しない。

(2) 夏季（6月から9月）は冷房機の断続運転と扇風機等を併用する。但し、昼休みと終業時刻以降は冷房機を使用しない。

(3) 秋季（10月から11月）は空調機を使用しない。

(4) 冬季（12月から2月）は温熱パネル、オイルヒータを使用し、空調機は使用しない。但し、昼休みと終業時刻以降は暖房機を使用しない。

第 2 条（臨時空調機設定）

前条に係らず、事務所内室温 25℃基準に照らし、大幅に上下する場合は、空調機による冷暖房を実施する場合がある。この場合は、空調機は補助として使用し、1時間以上の連続運転はしないようにする。

2. 時間外勤務者が居る場合は適宜、運転方法を援用して臨時の空調を行う。

第 3 条（加湿）

事務所内が異常に乾燥した場合は、室内設置の小型空調機による加湿を行う。

第 4 条（観測）

空調機の運転を検討する為に、始業時と終業時の 2 回、温度と湿度の観測を、総務要員が行う。

2. 観測は専用の温湿計と置時計組込み温湿計を組み合わせて、2 定点以上で観測する。

第5条（照明）

照明は執務に支障の無い最小の適正照度とし、照明域ブロックごとに節電に努める。

附則：この規則は平成30年11月1日に制定し、即日実施とする。

以上